



中国チベットにおける児童福祉現状の一考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2014-03-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 崔, 淑芬, CUI, Shufen メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/279

中国チベットにおける児童福祉現状の一考察

崔 淑 芬

A Study of the Well-being Status of Chinese Children, Xizang

Shufen CUI

はじめに

近年、中国では社会問題および社会保障・児童福祉への関心がますます高まってきており、中国の社会保障改革の理念と政策のダイナミズムを広範に論じる中日両国の研究者と学習者の数は、一定の規模に達していると見受けられる。中国は少数民族と漢族という多くの民族集団から成る多民族国家である。56の民族による複雑な文化・歴史過程を経てきた現況を、新たな視点に立った多元文化の観点から、客観的に再認識する必要がある。言語や宗教、文化伝統などが異なる多数の民族で構成されているのである。文化的多様性をめぐる政策、教育、言語、多様な少数民族間の共生などは、思想面でも現実の政策面でも注目されるべきだ。現在、政府が西部大開発と貧困扶助を結びつけ、開発式の貧困扶助政策が行われているが、民族文化と教育への配慮、今後の一層の開発援助、社会的な役割と影響の現地調査結果等を広く社会に発信していくことも、重要な研究課題になっている。それ故に、これら少数民族の今日の児童福祉の現状を把握するためには、現存資料の研究のみならず、長期にわたる時間軸を設定した現地調査が不可欠である。この認識が、少数民族教育研究のキー・コンセプトの一つとなる。

中国には各種児童養護施設が10万カ所以上あるが、それとは別に民間経営の児童福祉施設が相次ぎ現出している。本研究は、現地調査に基づき、多民族、多元文化の構築実態の視点から、中国の少数民族が置かれている状況とマイノリティ権利保障の実態に焦点をあて、「ラサ SOS 子どもの村」及び民間孤児院の児童福祉制度の実態、施設の運営現状の特徴などを取り上げ、筆者の実地調査を交えながら、福祉政策を中心に、少数民族に対する児童福祉事業と義務教育の機会均等とその水準の維持向上、中央、地方政府と官民連携の福祉システム構築に向けての対応、その政策の理念の達成状況と問題点を整理し、民族共生がいかに実現されるのかを考察することを目的とし、民族共生の途を探ってみたい。

一、研究の動向と児童福祉政策・制度

1、少数民族に関する福祉政策、制度などの研究動向

中国の福祉制度は1950年代に設立されたが、なお、福祉政策と福祉サービスは、主流な分野ではないため、政策研究とサービスの実践が遅れがちとなっていた。80年代の改革開放政策実施後、中国の福祉事業は急速な発展期に入っており、アジア福祉ネットワークの構築に向け、全国社会保障基金理事会を設立し労働・社会保障部、民政部なども、社会保険、社会福祉、社会扶助に関する一

連の法規性文書を制定、公布したため、中国の社会保障改革の理念と政策のダイナミズムを、中日両国の研究者・実務家が広範に論じ、なかでも、様々な角度からの中日比較及び日本にとっての意味、ひいてはアジアにおける社会保障／福祉国家のあり方について新たな視座と展望を提示している。

① 代表的な研究は、中国の民族学・文化人類学の重鎮である費孝通の研究である。

『中華民族多元一体格局』北京大学学報・中央民族学院出版社 1989年

『費孝通全集』全20巻 内モンゴル人民出版社 2010年

費氏の研究は、民族問題や社会学史など多方面にわたり、複数の文集に編纂されている。

② 『中国社会保障制度総覧』中国民主法制出版社 1995年

③ 中江章浩『21世紀の社会保障：日本と中国の現状と課題』第一書房 1998年

④ 王文亮『中国の高齢者社会保障』白帝社 2001年

⑤ 劉曉梅『中国の改革開放と社会保障』汐文社 2001年

⑥ 王文亮『21世紀に於ける中国の社会保障』日本橋報社 2001年

⑦ 鄭功成『中国社会保障制度変遷與評估』中国人民大学出版社 2002年

⑧ 多田英範『現代中国の社会保障制度』流通経済大学出版会 2004年

⑨ 王文亮『九億農民の福祉』中国書店2004年

⑩ 広井良典 濱潔『中国の社会保障改革と日本：アジア福祉ネットワークの構築に向けて』ミネルヴァ書房 2007年

⑪ 袖井孝子 陳立行『転換期中国における社会保障と社会福祉』明石書店 2008年

⑫ 張時飛 唐鈞『中国社会政策研究十年専題報告集1999～2008 中国社会救助体系的実践與探索』社会科学文献出版社 2010年

これらの研究からみれば、80年以後には、中国の社会福祉は主に施設福祉、職域福祉、地域福祉の三つから構成されていることが窺われる。また、福祉政策と福祉サービスは主流の分野となり、その政策研究とサービスの実践が行われてきた。従来、中国における少数民族についての研究は、主に考古、神話、民話、言語、美術及び民族の変遷と現状、生業や経済・政治的状況の変化、周辺民族との社会関係、人口変動、市場経済への適応の過程や多様性、文化に関する研究に力点が置かれ、各民族に適応した様式の独自性と多様性、生業、儀礼、世界観、起源神話など広い範囲にわたった、いわば少数民族の民族誌とも言うべき本格的な研究が進んできていた。

2、中国の児童福祉政策、福祉制度の構築とプロジェクト

1953年、「中華人民共和国民族区域自治実施綱要」『民族政策文献彙報』が公布された後、大きな転換期を迎えたのは、80年代からである。

① 1981年7月、中国児童少年基金会が成立したが、これは少年・児童を救うことを主な仕事とする組織である。この中国児童少年基金会は、中華全国婦女連合会、中華全国总工会、中国福利会、中国児童保護全国委員会、共青団中央委員会、中国文学芸術界連合会、中国科学技術協会、中国工商業連合会、中華人民共和国体育運動委員会など11の全国的大衆団体の発起により成立した。同基金は政府の児童対策費と団体、個人の寄付金によって運営される。2003年9月28日、中国児童少年基金会は、「孤児支援基金」を創設した。

② 1989年、中国青少年发展基金会は、「希望工程（希望プロジェクト）」の開始を発表した。希望

工程は、貧困地域の小学校建設援助、教育条件の改善や未就学児童の就学等を資金的に援助することを目的とした非営利社会公益プロジェクトである。

③ 「90年代の中国児童発展企画綱要」

1992年に制定された。中国では初めての、児童を主体とし、児童の発展を促す国の行動計画であった。

④ 「中国における教育改革と発展綱要」

1994年に公布された。全国を3段階（発展した地域・中程度の発展を遂げた地域・経済の立ち遅れた地域）に分け、9年制義務教育の普及を実施することを規定した。

⑤ 21世紀に入って以来、中国の児童の生存と成長の環境はいっそう改善された。「希望工程」によって合わせて希望小学校1万余校を建設し、約300万の少年児童を援助して教育を受けさせた。

「春蕾計画（学校へ行けなくなった女子生徒援助計画）」は100万を数える女の子を助けてもう一度学校に戻らせた。「留守番役の子供（父母が出稼ぎに行っている家庭の子供）に关心を寄せる」、「女の子に关心を寄せる行動」、「流動状態にある少年児童をすくすくと成長させる」などの一連のテーマの活動は無数の児童に援助を提供するものとなっている。

⑥ 2001年には「中国児童発展綱要（2001-2010年）」を公布した。これは「未成年者保護法」、「刑法」、「未成年者犯罪予防法」、「教育法」などとともに、児童の合法的権益に対して更に保護を加えるものとなっている。

⑦ 中華少年児童慈善救助基金会

2009年10月設立された全国的な公共募金団体。民間の資金を募集し、民間による救済の道を開拓している。

⑧ 2010年7月、中国政府は「国家中長期教育改革及び発展計画綱要（2010-2020）」を正式に公布了。その後10年間における中国の教育改革の中核的内容になっている。

同年、中国少年児童慈善救助基金会は、全国の中学校、高校及び大学から「自立・努力・優秀な学生」を選出し、これらの学生に資金援助を提供する取り組みを行うと発表した。この取り組みのために、奨学金として300万元の専用基金が設けられ、選出された学生の支援に充当されるとされた。

⑨ 2010年11月、国務院が「孤児を対象とする児童福祉制度の強化に関する意見書」を発表し、孤児の扶養、基本的生活、教育、医療、就職や住宅などの保障を含む政策の強化を求め、孤児の生活費に充てる経費25億元を捻出し、特に中国東北部、中部と西部地区の孤児に、毎月定額の生活費を補助することを決めた。これは、孤児を対象とする福祉制度が全面的に打ち立てられたことを意味している。

⑩ 「中国、2011-2020年児童発展綱要」。綱要是健康、教育、法的保護、環境营造という4つの分野をめぐって、人と物資の投入に力を入れ、児童の生存と発展の条件を改善させ、子供の生存と発展、保護と参加を享受する権利が確保でき、農村部と都市部の差も縮小できることを謳う。また、子供への福利を改善し、体と精神の健康レベルを向上させ、全体的に引き上げ、子供の権益保護強化や法律上の援助などを明確にしている。

これら一連の福祉政策、組織制度の構築とプロジェクトにより、児童への社会福祉サービス事業を含む地域福祉サービス事業の展開に一定の優遇政策を与え、その発展を促進した上で、地域福祉サービス事業の産業化、規範化は発展に向け一歩前進し、児童の安全健康成長計画はスタートした。

(注1) 子供たちの受ける医療と保健、教育と福祉などは全面的な改善と向上が図られるようになっているが、児童虐待防止というテーマは、全国レベルでも取りあげられるようになってきたとはいえ、具体的な取り組みは、まだごく一部でおこなわれているに過ぎない。しかし、少しずつ前進しつつあることは確かなようである。また、国務院弁公庁が保護者のいない児童の生活保護に関する文書を公布したことは、保護者のいない児童の保障作業が規範化、標準化と制度化の段階に入ったことを意味しており、その後、政府は25億元の関連補助金を拠出して、各地の保護者のいない児童への暮らしに充て、これによってこれら児童の最低養護基準が徐々に実施されるようになったのである。

一方、中央から地域まで、また、少数民族などの地方政府では、一連の優遇政策が打ち出され、民間経営社会福祉施設が急速に増加してきたことは、社会福祉サービス事業全体に欠かすことのできない存在となってきた。

二、児童福祉施設「SOS 子どもの村」

「中華人民共和国未成年者保護法」、「中華人民共和国教育法」などの法律・法規によると、国は児童に教育、計画的予防接種などの社会福祉を提供し、特に身障児童、孤児、棄て子など特殊な苦しい状態にある児童に福祉プロジェクト、施設、サービスを提供して、その生活、リハビリ、教育を保障している。現在、全国に192の専門の児童福祉機構と600近くの総合的福祉機構の児童部は、5万4000人の孤児、身障児童を引き取って養っている。全国各地はまたリハビリセンター、知恵連れ児童訓練班などコミュニティーの孤児、身障者に奉仕する施設を約1万カ所近く設置した。

更に、1986年10月から、親から不適切な養育(虐待・ネグレクト)を受けてきた子どもを保護し、適切な治療を行い、親代わりの大人が自立するまで育てるSOS子どもの村方式の養育を中国に導入することを目的とし、民間組織が主体となった新たな社会福祉システムを構築し、活動が始まった。

中国におけるSOS子どもの村一覧表

順位	名 称	運営始年・月	所 在 地 域
1	天津SOS子どもの村	1986年10月	天津市河東区
2	烟台SOS子どもの村	1986年10月	山東省烟台市福山区
3	齊齊哈尔SOS子どもの村	1992年3月	黒龍江省齊齊哈尔市
4	南昌SOS子どもの村	1995年3月	江西省南昌市昌北区
5	成都SOS子どもの村	1993年10月	四川省成都市
6	開封SOS子どもの村	1997年4月	河南省開封市順河区
7	莆田SOS子どもの村	2000年3月	福建省莆田市
8	ウルムチSOS子どもの村	2001年5月	新疆ウイグル自治区ウルムチ市
9	ラサSOS子どもの村	2001年6月	チベット自治区ラサ市
10	北京SOS子どもの村	2009年7月	北京市大興黄村鎮

1、「SOS子どもの村」

SOSは、Save Our Souls（魂の救済）の略であるが、「SOS キンダードルフ」（ドイツ語で「子ど

も村」の意味)は、第二次世界大戦後の1949年、創立者であるオーストリアの社会教育学者ヘルマン・グマイナーが、「すべての子どもに家庭を与えよう」というスローガンのもとに、オーストリアのチロル地方の小村イムストに最初の「村」を築いた。以来、NGOとしてオーストリアに本部を持ち、世界的に児童福祉施設を開設するSOSの児童養育構想である。今日においては、戦争や災害、親を失い、あるいは病気・離婚、虐待や育児放棄などさまざまな事情によって、親や家庭を失った子どもたちを救い、深く傷ついた心身を治療し、実の家庭に代わる新しい家庭を作り、彼らの成長を支えようとしている。それは、あるいは養育放棄された子どもを、複数の「家」から成る「村」に引き取り、親代わりの職員が一緒に暮らして、その成育と自立を支援するという主旨で活動している。チロル州イムストに、世界で初めて「SOS子ども村」が創設されて以来、運動はすでに世界132カ国で展開されていて、子ども村は世界中に444カ所あり、約4万8000人が暮らしている。国際組織「SOS子ども村」の基本主旨によると、一般の孤児院との違いは、「子ども村」では、身寄りのない孤児の健全な養育を目的として、子どもの管理・扶養・教育を「家庭モデル」で行うということである。各国にある「子ども村」では、孤児、虐待や育児放棄、離婚などで家庭に戻ることが困難と判断された10歳までの子どもに対し、平均5~10人の専門のスタッフが親代わりとなって共に生活し、家庭的な環境のもと、本人が自立できるまで育てている。

中国でも、1986年10月から、親から不適切な処遇(虐待、育児放棄)を受けてきた子どもを保護し育てる「SOS子ども村」方式の養育法を導入することを目的とし、民間組織が主体となって新たな社会福祉システムの構築が始まった。

「SOS子ども村」の施設構造・養育方針に従うため、一般の孤児院とは異なっている。国際組織「SOS子ども村」の原則によると、「『子ども村』では、身寄りのない子どもの健全な養育を目的として、子どもの管理・扶養・教育を『家庭モデル』で行う。ここでは、家庭をなくした子どもたちと、職員たちが親代わりとなって生活し、家庭的な環境の下で自立するまで育てる」ということである。子ども達は、一つの家族はそれぞれ一軒の「家」に住み、これらの「家」が平均10軒から15軒集まることによって、一つの「村」として成り立ち、各村には子ども合唱団、サッカー場、教会、公園などがあり、独立した立派な村として機能している。この方針は、発足以来今日に至るまで続いている。「SOS子ども村」のコンセプトは、子どもたちに安心できる「家族」を与え、いろいろな悲しみから解放し、子どもたちの笑顔と豊かな心を取り戻すことを目指している。勉強については地元の学校へ通わせており、子どもや親の経済的な負担はない。

中国における「子ども村」の運営現状については、まず、その運営方針・募集条件およびマザー、つまり「ママ(媽媽)」の公募の条件を見てみよう。

「中国SOS子ども村協会」の「児童保護政策」では、「身寄りのない、虐待や育児放棄された子どもたちを救い、彼らを保護するのに、愛情は常に重要であり、われわれの使命でもある」と強調している。さらに、2002年に「各村はこの趣旨に基づいて、児童保護担当部署をつくること」と指示した。

入村の子ども募集については、2008年1月に公布された「中国SOS子ども村募集条件修正案」によれば、①親を失い、家庭を失った子ども、②親の病気により養育不可能な場合、③身寄りがなく、悪習慣がない。家庭に伝染病もなく、健康な子ども、④年齢は15歳までであること。(注2)明らかに「世界SOS子ども協会」の原則に準じていることが分かる。

また、「SOS子ども村」の「ママ」の公募条件を見ると、①「SOS子ども村」の理念に賛同し、

進んで「子ども村」のママという職業に従事すること、②高校以上の学歴を有し、子どもに対する教育と家庭管理能力が必要とされること、③「子ども村」の規則を守り、心身健康で、伝染病がないこと、④品行が正しく、積極的であり、真面目で責任感にあふれ、根気強く、性格温厚、勤勉であること、⑤年齢は25～35歳、未婚あるいは離婚者、配偶者に死なれた者、また、子どもがいないこと、と規定されている。

そこで、学歴、品行、特に年齢と婚姻や家庭についての条件を検討してみると、子どもたちに対する家庭教育や、慈愛をすべて「SOS 子ども村」に注ぎ、深く傷ついた子どもたちの心身を治療し、実の家庭に代わる新しい環境と、安心できる家族を与えようとしていることが分かる。

1986年10月、中国の直轄市天津に中国で初めて「天津 SOS 子ども村」が開設されて以来、山東省烟台市、黒龍江省齊齊哈尔市といった地域でも「こどもの村」および付帯施設が設けられ、現在では10カ所の「村」が運営されている。孤児、虐待や育児放棄、両親の離婚などで家庭に留めることができ不適当と判断された身寄りのない子どもを保護し、適切な治療を行い、親代わりの大人が、子どもたちが自立できるまで育てる「SOS 子ども村」方式の養育を、中国にも導入することを目的とし、民間組織が主体となって新たな社会福祉システムを構築したのである。これらの「SOS 子ども村」は、ほとんど漢民族地域に位置しているが、中国政府と「国際 SOS 子ども村」組織の協力により、2001年5月に初めての少数民族のための「ウルムチ SOS 子ども村」が創設され、6月に、九番目の「拉萨 SOS 子ども村」が設置されたのである。

2、「拉萨 SOS 子どもの村」

「拉萨 SOS 子どもの村」では、チベット族、回族、モンゴル族、漢族などの孤児183名、「お母さん」と呼ばれる「保母」17名がいる。親のいない子どもや、両親はいるが病気や障害で扶養できない14歳以下の子どもを受け入れ、援助を始めた。中国の西南部ではここが唯一の「SOS 子ども村」であり、公益的な児童社会福祉施設もある。

「拉萨 SOS 子どもの村」は、拉貢公路堆龍德慶県乃琼鎮岡德林村に位置しており、緑の芝生に赤レンガの家が映え、色とりどりの花園の中で華やいだ雰囲気を醸し出しており、これらの緑と花々に囲まれ、一戸建ての家が軒を連ねている。一家族は、平均8～10名程度の子どもたちが兄弟姉妹となっている。子どもたちに安心できる「家族」を与え、いろいろな悲しみから解放し、子どもたちの笑顔と豊かな心を取り戻すことを目指している。保母にとっては、どの子も優れていて、朗らかで、それぞれ個性が異なって、みな自分の誇りである。母親役となる SOS マザーのもとで、子どもたちも安心感、信頼感を持ち、普通の家族の暮らしをしており、独立した村として機能している。そこからみれば、施設は、如何に家庭に近づけられるかが大切なことである。子どもが「安全な我が家」、「自分が大切にされている」、「自分は価値のある存在だ」と感じ、安心して育つことのできる環境を整えることが大切だと強く感じられたのである。また、「家族のためのママ」を支える専門家によるサポート、「子ども村」で子どもの養育を担う「ママ」、「ママの補助者」のための研修を制度化するシステムを作る必要があるとともに、更に、児童の生活と民族教育への配慮、これからの一層の開発援助のため、多くのボランティアたちがこの児童村に来て、生活や教育などの手助けを行うことも必要なではないかと感じたことである。とにかく、子ども村は子どもたちに暖かい家を与え、子供たちはここで楽しい生活を送り、社会各界の関心の下、これらの子供は健全に成長している。

就学については地元の学校へ通わせており、社会と隔絶せずに生活をしている。また、毎年、成績優秀な生徒を中国国内の北京、上海や雲南などの重点学校の「チベットクラス」に「内地留学」させ、現在、18名の生徒が内地の重点学校で勉強している。(注3)

この「内地留学」については、チベット族の教員、技術的な人材育成のため、毎年チベット族の小学校卒業生は、中国内地の民族中学校あるいは普通の中学校内に設置されたチベット・クラスに進学させるということである。(注4) このことについては、中国中央教育部（日本の文部科学省に相当）・国家計画委員会より次の指示があった。「チベットの社会経済発展に必要な各分野の人材を養成し、労働者の科学技術資質の水準を高めるためには、まずチベットにおける教育という観点に立脚することが要求される。しかし、現在のチベットの教育は、様々な条件の制限を受け、特に教師の不足によってその発展が妨げられ、チベット経済発展の要請に対応できないのが実状である。従って、引き続き自治区の教育方針を貫き、チベットのための人材養成を行わなければならない。教育の発展基盤と立脚点は依然チベットに置くべきであり、量的にもやはり自治区内での養成を主とし、自治区外の養成はその補充措置とすべきである」。(注5)

調査した結果から、「ラサ SOS 子どもの村」は次のような特徴を引き出すことができる。

一つ、中国では「文革」終息後の80年代からの「改革開放」とともに、急激な社会変化の現状に対応するため、政府は、1985年5月に「中国 SOS 子ども村協会」を創立、同年、国際 SOS 子ども村組織の認可を得て、正式に加入した。1986年10月から、親から不適切な養育（虐待、育児放棄）を受けてきた子どもを保護し、適切な治療を行い、親代わりの大人が同居して、子どもが自立するまで育てる「SOS 子ども村」方式の養育法を中国に導入するため、民間組織が主体となり、新たな社会福祉システムの構築が始まった。孤児の募集は、各区・県の民政局の協力を通じて、その地区で両親を失い、親戚や知人たちも養う余裕のない14歳以下の健康な孤児を引き取り育てるという形で行われている。

一つ、半公半民的な運営になっている。元来、「SOS 子ども村」の規定は、純民間の児童福祉団体であって、その運営資金は一部分「SOS 子ども村」国際組織により提供されているが、主に寄付金により運営されている。中国の「SOS 子ども村」の80%以上は、政府と「SOS 子ども村国際組織」に拠っている。政府は少数民族地域に対してさらに優遇政策も実施している。少数民族の福祉事業や教育が立ち遅れている状況を変えるため、政府は一連の措置、即ち少数民族地域を重点とし、発展計画、資金投入などの面で優先的に手配、助成している。(注6)

また、運営費から見てみると、主に政府の民政部門と国際サッカー連盟「FIFA」などスポンサー団体からの寄付金などによりまかなわれ、多くの企業や団体、著名人などから支援を受けている。

(注7)

そして、運営により資金が不足したため、広くチベットの国家公務員に募金を呼びかけ、児童福祉施設の運営のための募金活動を行なっているのである。

一方では、各種社会福祉施設では、所有構造からみれば圧倒的に集団経営、民間経営の社会福祉施設が中心となっているが、これは改革開放後の社会福祉制度の市場化改革によりもたらされたものだと考えられる。また、市場化と社会化的改革が進んだことにより、民政部所管福祉施設では、都市部の政府機関や国有企业の職員・労働者とその家族だけが福祉サービスを享受するという旧来の閉鎖的な運営が打破され、孤児福祉施設の民間開放が進んでいる。



写真1 「拉萨 SOS 子どもの村」の正門



写真2 「拉萨子どもの村」の孤児分布図



写真3 (1)・(2)・(3) 子ども村の内観



写真4 (1) (2) 子ども達の学習姿・教科書





写真5 (1)(2) 礼拝の場面



写真6 雪域幸福茶館



写真7 (1)(2) 德吉孤兒院・達珍さん（右）と筆者



写真8 (1) (2) 孤児院の中



写真9 (1) (2) (3)
図書室・保健室・宿舎



写真10 (1) (2) 達珍さんと子ども達

三、民間福祉施設「徳吉孤児院」

1、民間福祉施設の現状

孤児救済事業の改革発展を推進するため、中国民政部は、国家発展改革委員会、財政省など14の省庁と共に孤児救済制度の整備を検討し、次のような新たな救済策を打ち出している。一つ、孤児の生活が地元の平均水準を維持できるよう各級財政から生活費を支給する。一つ、児童福祉施設と路上生活児童救助保護センターの新設、改造を急ぐ。一つ、教育、医療、就業、住宅など孤児の生活、成長にかかわる多くの面で支援する、ということである。現状としては、市場経済の条件下での保障制度の内容が整っていないため、孤児の基本生活費の保障程度が低く、孤児に対する保障範囲が完全ではないが、民政部が2010年末に発表した報告によると、中国には各種児童養護施設が10万カ所以上あり、約274万7000人の保護者のいない児童が入所している。また、2010年末時点、全国では合わせて25万2000人の保護者のいない児童がしかるべき福祉サービスを受けるという報告があったのである。また、それ以外の孤児の多くは、親族に育てられ、国は様々な救援策を講じて、彼らの生活や成長を保障し、教育や医療設備が整った比較的恵まれた環境のもとで生活している。

ここでの民政部というのは、中華人民共和国国务院に属し、日本の旧厚生省（今の厚生労働省）に相当する行政部門である。日本の庁にあたる9つの職能司が置かれ、社会事務司は社会福祉、児童福祉事業の事務を主管することとされ、民政部によって多くの福祉施設が設けられ、地域において、それぞれの民政府や民政局など民政部門が設けられ、高齢者や孤児、障害者に入所型福祉サービスを提供している。例えば、チベット民事部門により「児童福祉証明書」、「孤児免費医療証」も発行されている。（注8）

民政部は児童虐待の予防や、健やかな家庭養育支援など、健全な地域児童養育の実践に向けて、児童保護施設や補助金の設置などにも着手している。チベット自治区の民政部門である民政省は、2012年には合計5085人の孤児の基本的な生活を保障することができた。2012年、ラサ市民政局の統計によれば、チベットでは児童福祉施設の増設に際し、新たに2985万元が投資されることになった。これにより施設の総敷地面積は1万1950平方メートル、総ベッド数は300床に及ぶこととなり、これにより計7つの市立「児童福祉院」、52の県立「児童福祉院」が設けられることとなった。

2、徳吉孤児院

チベットでは、児童福祉事業が立ち遅れており、最初の福利院（児童福祉施設）が1997年に設けられたのであるが、その後、民間児童福祉施設が現れた。

徳吉孤児院はラサ郊外に位置する民間孤児院である。創立者は『達珍』、というチベット出身の女性である。ご主人と共に、甜茶館（喫茶店の一種）を営み、店の近くで何人もの孤児を見るようになり、2002年より孤児の引き取りを始めるようになった。その孤児達の養育費は喫茶店の売り上げで賄った。後、孤児達が増えるにつれ、経済的に困難となり、ラサ市民生局に民間孤児院の創立を申請して認可され、申請に伴いラサ郊外への移転をして今日に至る。筆者訪問時には83人の孤児たちがおり、上は17～18歳と見える子から、下は4カ月とのことであった。孤児院経営は個人一家族であり、院長が彼女、副院長がご主人、29歳の息子さんと28歳の娘さんはネパールの大学を卒業後、帰国して院のお手伝いをしている。息子は子供たちに美術、英語、パソコンを教え、娘はインドの大学医学部での勉強を活かし、保健室を担当している。

息子さんが筆者に語ったのは、「自分は母を偉いと思う。ずっと傍にいて、応援したいと思う」ということであった。

孤児院は3階建てとなっており、院には教室の他、図書室、パソコン室、医療室、食堂、シャワー室が完備されている。院の出身者には、チベット観光ガイド、高校の英語教員などがいる。また、「ラサ SOS 子どもの村」と同じように、毎年、成績優秀な生徒を中国国内の北京、上海や雲南などの重点学校の「チベットクラス」に「内地留学」させている。

この「内地留学」については、前述したように、チベットに対する改革開放の一環として実施されたものである。当時のチベットに比べて内地の学校は教育経験豊富で教職員のレベルも高い。その上学校の施設設備もよく整備されているため、教育水準を向上させるために必要な条件が保証されている。(注9)

生徒は社会との接触を通じて学習効果を高め、更に、チベット族と漢族の相互理解も深めることができるため、1989年及び90年に国家教育委員会が2度にわたり通達を出し、「内地留学」の選考試験における学力や健康状況に関する審査を厳しく行うよう指示したのである。(注10)

北京・成都・蘭州の3都市において「チベット中学校」3校を開校させ、のち、上海、雲南など16の省・市の重点中学校に「チベットクラス」を100以上特設、チベットから毎年小学校卒業生の1割に相当する1300名を選抜してそこに「内地留学」させる。中学校卒業後その8割を更に中等専門学校に進学させ、終了後はチベットに帰還させる。一方、普通高校に進学できた残りの2割の生徒は、最終的には高等教育機関へ進み、将来のチベットを担うエリートとして養成する内容である。

(注11)

このようなレベルの高い「チベットクラス」に留学させられるのである。学校教育を受けていない一人の女性が、ここまで打ち込んでいる姿に、ほとほと感じ入ったことであった。子供たちの「お母さん」達珍さんは「どの子ども達も親を亡くしたり、親に捨てられたり、辛い経験をして来たと思うのですが、子どもは光で、純粋な愛にあふれています。今、政府と地域から、経済的、教育、保健衛生など継続的なご支援を受け、子ども達の人生を変えたいと望んでいます」。学校の話になると「皆、地域の学校に通っています。子どもたちの学校での成績はまあまあです。彼らは勉強が好きで、成長するのに連れて、気の利く子になってきています。勉強では、彼らは助け合っています」。この、チベット人女性たったひとりでの、想像を絶する行動力と魂のお話は筆者に大変感銘を与えてくれた。

運営費については、上述したように、政府の民政部門のほか、多くの企業や団体、著名人などからも支援を受けている。また、これらの福祉施設の運営により資金が不足したため、政府の民政部門は広くチベットの国家公務員に募金を呼びかけ、児童福祉施設の運営のための募金活動も行なっている。そして、民政事業の改革発展を共同で推進するため、「福祉宝くじ」と観光産業を結びつけることで、観光客による資金捻出を図っている。

終りに

以上分析したように、この「SOS 子ども村」と民間孤児院の実現が、「家族と暮らすことができない子どもたち」への新しい養護・養育のシステムをさらに各地に定着させることができ、子どもたちの現状や社会的養護についての市民の理解を広げ、児童虐待防止と、被虐待児童の救済につながる

であろう。また、「すべての子どもに家庭を与えよう」という理念を基本とし、子どもたちに温かい家を与え、愛情ある家庭的環境の中で育て、温かさに満ちた教育を受けさせるという方針の基に、飢餓、病気、いじめ、虐待などで苦しむ子どもたちのため、民間組織が主体となって広く市民の協力を求め、このネットワークとの連携により「国民全体が子どもの健全育成に直接参画する体制」を築き上げる必要がある。これらの福祉施設運営の課題を考えてみると、先ず新しい養護・養育のシステムをさらに各地に定着させることで、子どもたちの現状や社会的養護についての市民の理解が広がり、児童虐待防止と、被虐待児童の救済ができるであろう。また、既存の児童福祉体系以外に新たな社会福祉システムを作り、子どもの社会的自立に至るまでを支援する新たな仕組みを強化し、構築していかなければならない。もう一方では、孤児救済制度の整備と市場経済の条件下での保障制度の内容を整え、教育、医療、就業、住宅など、孤児の生活、成長にかかる多くの面で支援することも必要となってこよう。それがひいては、既存の児童福祉体系以外の新たな社会福祉システム、即ち子どもの社会的自立に至るまでを十全に支援する新たな仕組みの構築、強化に繋がると思われるのである。

注

- 1、① 張紀淳『現代中国社会保障論』創成社 2001年
② 王文亮『九億農民の福祉』中国書店 2004年
③ 李慷慨『中国民政事業發展報告（2003年～2004年）』民政部政策研究中心
④ 劉曉梅『中国の改革開放と社会保障』汐文社 2001年
⑤ 唐鈞『中国社会救助制度的変遷與評估』中国社会科学院社会学研究所社会政策研究中心
⑥ 呂福新『中国經濟過渡的典型分析：特殊商品の市場化和政府規制』
中国人民出版社 1998年
⑦ 孔涇源『中国経済体制改革報告』人民出版社 2009年
⑧ 袖井孝子 陳立行『転換期中国における社会保障と社会福祉』明石書店 2008年
⑨ 馬戎「試論中国的民族社会学研究」『民族發展與社会変遷』民族出版社 2001年
⑩ 『中国民族統計年鑑2000』民族出版社
- 2、『中国SOS子ども村募集条件修正案』2008年1月16日
- 3、『中国SOS子ども村ママ募集条件修正案』2008年1月16日
- 4、耿金声 王錫宏『西藏教育研究』pp58～62 中央民族学院出版社 1989年
- 5、杜成憲等『中国教育史学九十年』pp237～238 華東師範大学出版社 1998年、
- 6、王秀雲ら『西部基礎教育現状と発展研究』pp363～365 民族出版社 2001年
- 7、民政部政策研究中心『中国民政事業發展報告（2003年～2004年）』
- 8、國務院弁公庁『孤児の保障工作強化に関する意見』国弁発布【2010】54号
- 9、国家民族委員会民族問題研究中心『跨世紀民族問題研究與探索』pp313～316
中央民族大学出版社 2000年
- 10、何東昌『中華人民共和国重要教育文献1976～1990』pp2236～2237
海南出版社 1998年
- 11、孫勇『西藏 非典型二元結構下的發展改革』pp 7～8 中国藏学出版社 2000年

(サイ シュクフン：アジア文化学科 教授)